## 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年3月26日 (木) 17:45~17:55

場所 県庁12階大会議室

## 本部長(知事)開会挨拶

本日、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる「特措法」第15条に基づく、「政府対策本部」として、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。

特措法第22条では、「政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画に定めるところにより、直ちに都道府県対策本部を設置しなければならない」とされていることから、本県においても、直ちに、特措法に基づく「県対策本部」を設置し、急遽、集まっていただいた。

2月27日から、これまで4回にわたって開催してきた「香川県新型コロナウイルス対策本部」については、今回から、「特措法」に基づく「県対策本部」の位置付けに移行したいと思う。

今後は、政府において作成される「基本的対処方針」の内容を踏まえるとともに、総理による緊急事態宣言も法的に可能となる。

各部局においては、感染拡大防止と県民の皆様の安全安心の確保に向けて、あらゆることを 想定して、万全の準備を行っていただきたい。

議題 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置について」 健康福祉部長から、国の資料「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策 本部の設置等について」に沿って説明

## 本部長発言

資料にあるとおり、今後は、法律に基づく県対策本部の設置ということで、県の行動計画 に基づく全庁的な体制となるので、各部局においては、それぞれ役割を確認して、連携して 取り組んでほしい。

## 本部長発言

今回の特措法に基づく政府対策本部の設置は、東京都等の都市部において感染者が急増していることなどを踏まえて、今後、国内での感染爆発、いわゆるオーバーシュートなどの不測の事態に備える必要があるとの判断に基づいているものと理解している。

東京都においては、都民に向けて、週末の不要不急の外出を避けるなどの要請をしているほか、周辺の各県においても、同様の対応を検討していると伺っている。

さらに国外の関係では、外務省においては、昨日、世界的な感染拡大を受け、全世界に対する危険情報をレベル2に引き上げて、不要不急の渡航自粛を国民に対して求めている。

県民の皆様におかれては、咳エチケットや手洗いなどの通常の感染症対策を徹底するほか、 発熱等の風邪の症状が見られる場合には仕事を休んで安静にしていただくとともに、3月19 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集する場所」、「近距離での密接した会話や発声」の3つの条件が同時に重なる場所を避けるなど、一人一人が、自ら感染しないよう、また、感染を拡大させないよう、適切な行動をとっていただきたい。

県民の皆様には引き続き御負担をおかけするが、今が感染拡大を抑える大切な時期であるため、御協力をお願いしたい。

本部員におかれては、本県において、3月17日に県内で初めて新型コロナウイルスへの感染者が確認されて以降、現時点では、感染拡大の局面には至っていないと認識しているが、今後、感染者が増加するような事態になった際に、どのような対応をしていくのか、県の行動計画をよく確認して、各部局が連携して、迅速に対応できるよう準備をしておいてほしい。

さらには、今後、特措法に基づく「緊急事態宣言」も可能となることから、万一そのような 事態になった場合についても、県民の生活や事業活動にどのような影響が生じ、どのような対 策を講じることができるのか、あらゆることを予測して、各部局において対応の準備をしてお いてほしい。